

# 三、秋田封銀

## はじめに

我が国における銀貨鑄造において、その種類を一番多く確認できる時代区分は江戸時代である。そのなかでも、各藩において計数貨幣としての銀貨、すなわち定位銀の鑄造を試みたのは、但馬南鐮銀<sup>1</sup>や加賀花降百目銀などの例外を除いて、そのほとんどが幕末になってからのことである。

そもそも、幕府銀が全国的に行き渡るまでの間、各領国で鑄造された領国銀は、そのほとんどが秤量貨幣である。それに対して、幕末に各藩で鑄造された地方銀といふべきものは、ほぼ計数貨幣であることが知られている。その背景としては、幕末において金・銀・銅の幕府貨幣の三貨全てに、計数貨幣のものが存在しており、それを各藩が取り入れ做ったことが一因として挙げられよう。

特に東北諸藩における各地方銀は、その種類もさることながら、藩内における早急な通用を目的として、短期間での鑄造を強いられたこともあり、使用された極印も複数あることを確認できる。

しかし、これらの地方銀は、幕府の許可を得ずに鑄造されたものがほとんどであって、現存数が非常に少なく、史料も遺っていないことがほとんどである。

そのような背景もあって、鑄造に至った理由や、極印の種類についての考察も少なく、盛岡銀判<sup>2</sup>や福知山銀判<sup>3</sup>のように、当時鑄造に携わっていた関係者から得られる情報によって、明らかにされてきた事例も存在する。

本稿では、久保田藩（秋田藩）における最初の定位銀である秋田封銀について、佐藤清一郎氏<sup>4</sup>、清水恒吉氏<sup>5</sup>らの先行研究を踏まえ、史料及び現存事例から、考察を行うこととしたい。なお、本稿は秋田封銀の真贋の鑑定を目的としたものではなく、史料及び現存事例より明らかなる事実のみから考察を行うことを目的とする。そのため、真贋の鑑定については、清水氏の論考を参照されたい。

## 一、秋田封銀の概要

秋田封銀は、打ち延ばされた灰吹銀に対し、基本的には表面には丸枠に「八匁」「六匁」「四匁」

吉備古泉協会（津山支部）

眞銀吹 池上 宥昭

「二匁」の量目にも相当する額面が打刻されている。対して、裏面には丸枠に篆書体の「改」、また側面四方には「上」の極印が二箇所ずつ打刻されている。このうち、「六匁」は試鑄のものとして、現存数は僅かに二点を数えるのみである。封銀の名前の由来は封内（領内）通用の銀貨の略とみて良いだろう。

額面はそれぞれ八匁が金一両相当、四匁が金二分相当、二匁が金一分相当であった。通用当時の状況が分かる次の史料が残っている。

【史料①】小野地家文書『永代録』。  
文久三年癸亥正月

形如此

一、正月 封銀通用始 目八匁 壹両方式  
分老分迄但壹両出申候付始壹両二分  
通用致候得共追々下落二相候

形如此

一、十一月 封金御引替別段 九匁二分 通用  
始申候壹両判より式分判迄出申候  
右二付人氣大ニ立直り申候然る処  
明子年四月入船致候処下落二相成



六匁『知命泉譜ひびき』小森善治  
1990年 偕宣社 109頁 310より)

【図①】秋田封銀

七八メ文打二相成申候段々下落二  
相成三拾貫五拾貫文ニも相成申候  
文久四年十月封銀、判銀御引替被仰渡候  
文久四年十月十五元替と成元

この史料は、『秋田貨幣史』所収の大仙市大曲地区の旧家小野地家に伝わる『永代録』という文書であり、佐藤清一郎氏によって初めて紹介された。

この小野地家文書『永代録』によると、秋田封銀は文久三年（一八六三）一月より通用が開始された。すなわち、少なくとも前年の文久二年（一八六二）より铸造が行われたとみて良いだろう。当初は八匁が金一両相当、四匁が金二分相当、二匁が金一分相当に通用したものの、徐々に銀相場が下落したことが触れられている。

このことが深く関係するかにように、通用開始のわずか十一月後の文久三年（一八六三）十一月には、秋田封銀を引替の上、新たに秋田銀判の一兩判（九匁二分）及び二分判（四匁六分）が通用を開始した。つまり、秋田封銀はわずか十一月の通用期間であったことがうかがえ、秋田銀判に引替られたのである。しかも翌元治元年（一八六四）四月には、さらに銀相場が暴落した。佐藤氏によれば秋田銀判一兩に対して藩役所発行の預り札を七〜八貫文分足さねば通用しない状況となり、その後も銀相場の下落が進み、最終的には預り札三十貫〜五十貫文を足さねば通用しなかったと述べられている<sup>7)</sup>。また、秋田封銀の引替については、『秋田沿革史』の同年十月に關係する記述がみられる。

【史料②】『秋田沿革史』<sup>8)</sup>

（略）

- 一、此度御取調ノ旨有之元禄以前之極印銀御領内限り通用被差出候目方四匁ヲ以金式歩之代ニ相用可申事
  - 一、極印銅被差出候間目方拾匁ヲ以当百錢ニ相用可申事
  - 一、昨年被差出候封銀並鉛錢ハ此度御引替被成置可申事
  - 一、世上通用銅錢鉄錢御領内限歩増割合左之通
    - 一、文錢壹文 鉄錢四文替
    - 一、耳白小銅錢 鉄錢三文替
    - 一、文久通宝 同 四文替
    - 一、銅四文錢 同 八文替
    - 一、当百錢 同 百文替
  - 一、他領ヨリ入候粉敷鉄之悪錢者前以御停止之処引替残之分不得止取引致候節八十文ヲ以テ鉄壹文之代ニ相用可申事
- 文久三亥十月

これによると、秋田封銀は鉛錢（銅山至宝）とともに少なくとも文久二年（一八六二）中に铸造が開始されたとみえる。この時、久保田藩内においては通貨不足が顕著であったことがうかがえる。

まず、「元禄以前之極印銀」が再び通用となっている。「元禄以前之極印銀」とは、かつて久保田藩内の各地において铸造され通用していた極印銀、つまり秋田の切銀のことであり、目方四